

平成 23 年 6 月 13 日  
事 務 連 絡

関係県自動車リサイクル主管部（局）御中

経済産業省製造産業局自動車課  
環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部  
企画課リサイクル推進室

### 東日本大震災に伴って生じた被災自動車の処理にあたっての留意事項について

日頃より、使用済自動車の適正処理の推進につきましては、御尽力を賜り厚く御礼申し上げます。

東日本大震災によって発生している被災自動車については、津波等により大きく損傷しているものが多数あることから、これらを使用済自動車として処理する際のエアバッグ類の取り外し等に係る留意事項について、別紙のとおり取りまとめました。

今後、市町村等が発注者となり、多数の被災自動車について使用済自動車として処理を行うことが想定されることから、貴管下の市町村等に対し御周知願います。

<連絡先>

環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部  
企画課リサイクル推進室

担当：豊住、黒瀬

TEL: 03-3581-3351（内線 6828）

E-mail: hairi-recycle@env.go.jp

経済産業省製造産業局自動車課

担当：初沢、橋本

TEL: 03-3501-1690（直通）

E-mail: a-recycle@meti.go.jp

## 東日本大震災に伴って生じた被災自動車の処理にあたっての留意事項

### 1. 趣旨

東日本大震災に伴って生じた多数の被災自動車は、津波等により大きく損傷している。このような車両については、現在、自治体により一時保管場所への移動・保管がなされているが、今後はこれらの被災自動車は使用済自動車として処理が行われることとなる。

これらの使用済自動車については、使用済自動車の再資源化等に関する法律（以下、自動車リサイクル法という。）に基づき適正に処理を行うこととなるが、被災自動車の状況に鑑み、以下のとおり被災自動車の処理にあたっての留意事項をまとめたので、参考とされたい。

### 2. 留意事項

#### （1）エアバッグ類の取り外し

現在流通しているほとんどの自動車には、エアバッグ類（エアバッグ及びシートベルトプリテンショナー）が装備されているが、これらには火薬が含まれており、破砕や金属スクラップの再生時の事故を防止する観点からも、解体工程で適正に取り外し又は車上作動を行う必要がある。

今般の震災により被災した自動車のうち、破損が著しく人力でドアが開閉しないものや車室が原形を留めていないもの（以下、「大破被災自動車」という。）であっても、その大部分にはエアバッグ類が作動せずに残存しているのが実情であり、これらについても作業の安全性に留意しつつ適正処理を行う必要がある。

こうした大破被災自動車については、手作業によるエアバッグ類の車上作動や取り外し回収が危険を伴うとともに物理的にも困難であることから、解体業者の作業安全上の観点から重機（ニブラ）等を用いた取り外し等が適切と考えられる。

以上を踏まえ、大破被災自動車を引取業者に引き渡すに当たっては、引取業者が引き渡す解体業者について、重機（ニブラ）等を活用することで作業員の安全が確保され、かつエアバッグ類の適切な処理が可能であることを条件に付する等適切な対応が図られるよう注意が必要である。

その際、自治体においては、引渡時の混乱がないよう、事前に関連業界の協力を得て、一時保管場所に保管された被災自動車のうち、大破被災自動車に該当するものとそれ以外の自動車との選別を行う等の取組も有効と考えられる。

また、自動車製造業者等又は自動車リサイクル法第 105 条に規定する指定再資源化機関においては、大破被災自動車から取り外されたエアバッグ類の引取基準を一部緩和することとされていることから、その内容については追ってお知らせする。

#### （2）適切な費用負担

通常、使用済自動車は、有用な部品や金属類が得られるため、自動車リサイクル法施行後は、市場において有償で取引がなされているものがほとんどと考えられる。しかし

ながら、今般の震災で生じた被災自動車には、以下のような特徴がある。

- ・自走できないために、引取業者まで運搬する必要があり、また、変形しているものが多いため、効率よく積載できるキャリアカー等の使用が困難である。
- ・津波等による損傷が激しく、有用な部品を再使用することが難しい。
- ・津波等により土砂や木くず等が車内に侵入し、そのまま破碎すれば自動車破碎残さの重量が増加し、事前に取り除くとすれば処理に手間がかかる。
- ・津波等により海水が車体に浸潤しており、自動車破碎残さの重量及び塩分濃度が増加する。

このような被災自動車は、通常の使用済自動車に比べ運搬費用がかかる一方、得られる部品及び金属資源としての価値が低下し、再資源化預託金を充てて行う再資源化等の範囲外で追加的処理費用が必要となり、取引価格は通常よりも低下する傾向にある。

このため、自治体が一時保管場所に保管した被災自動車の引取業者までの運搬と引き取りを同一の事業者依頼する場合には、運搬距離によっては、運搬費用が取引価格を上回り、費用を負担する必要が生ずる可能性があることに留意が必要である。

引取業者までの運搬費用については、災害等廃棄物処理事業補助金の対象となるが、競争性のある契約方式の採用等、透明性・公平性の確保に努めることが必要である。

なお、今後、鉄スクラップ市況の変動等によっては、被災自動車の取引価格がさらに低下する可能性も否定できない。万一そのような事態となる場合には、必要な対応等について情報提供していくこととする。

### (3) 不適正処理の防止について

引取（解体）業者の選定を行うに当たっては、保管能力等も勘案し、過剰保管や不適正処理につながることをないよう、配慮が必要である。

また、使用済自動車が引取業者に引き取られた後は、電子マニフェストシステムにてその移動・処理状況が管理されることとなるが、その際、引き渡した被災自動車は確実に適正処理されるよう、引き渡す被災自動車の車台番号（注1）をリスト化し、引き渡し先と共有しておくことが望ましい。引き渡した被災自動車の処理状況については、自動車リサイクルシステム（注2）を活用して確認することが可能である。

（注1）東日本大震災による被災自動車のうち、車台番号及び登録番号・届出番号のナンバープレート情報が判別できないもの（番号不明被災自動車）については、公益財団法人自動車リサイクル促進センターにより、あらためて車台番号に代わる識別番号が設定されることとなっている。詳細は別添の「東日本大震災番号不明被災自動車の引渡し時における事務処理マニュアル」（2011年5月、公益財団法人自動車リサイクル促進センター）を参照されたい。

（注2）自動車リサイクルシステム 使用済自動車処理状況検索ページ

<http://www.jars.gr.jp/gus/exju0010.html>

東日本大震災  
番号不明被災自動車の  
引渡し時における  
事務処理マニュアル

2011年5月

公益財団法人 自動車リサイクル促進センター

# 目次

1. 番号不明被災自動車の取扱い 

---
2. 番号不明被災自動車台数届出書 

---
3. 車台番号設定完了通知書 

---
4. 番号不明被災自動車台数届出書フォーム 

---

## 1. 番号不明被災自動車の取扱い

### (1) まえがき

経済産業省製造産業局自動車課並びに環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策室企画課リサイクル推進室から各都道府県・保健所設置自動車リサイクル行政主管部（局）宛て事務連絡「東日本大震災による番号不明被災自動車の引き渡し時における取扱いについて」（平成23年4月27日付）において、東日本大震災により被災した自動車のうち車台番号及び登録番号・届出番号のナンバープレート情報が判別できないもの（以下「番号不明被災自動車」という）については、当該自動車の引渡し時における再資源化預託金等（リサイクル料金）の預託を資金管理法人が行うこととし、引取業者に引き渡す際、リサイクル料金を負担する必要はない、としています。

公益財団法人自動車リサイクル促進センター（以下「本財団」という）は引渡し時における手続等の詳細を制定しましたので、本マニュアルにより、お知らせします。

### (2) 引渡し時における手続等

#### ① 被災自動車の区分

- a) 自治体は引取業者に引取りを依頼する前に、被災した自動車のうち車台番号及び登録番号・届出番号のナンバープレート情報が判別できるものと、できないもの（番号不明被災自動車）とに区分します。
- b) 番号不明被災自動車を「乗用車等」と「バス」の2種類に区分し、区分毎に台数をカウントします。（※1）

#### ② 番号不明被災自動車台数届出書の作成・送信

- a) 自治体は「番号不明被災自動車台数届出書」（P5参照）に必要事項を入力のうえ作成します。（※2）
- b) 本財団に「番号不明被災自動車台数届出書」をE-mailで送信します。（※3）

#### ③ 車台番号設定完了通知書の受信

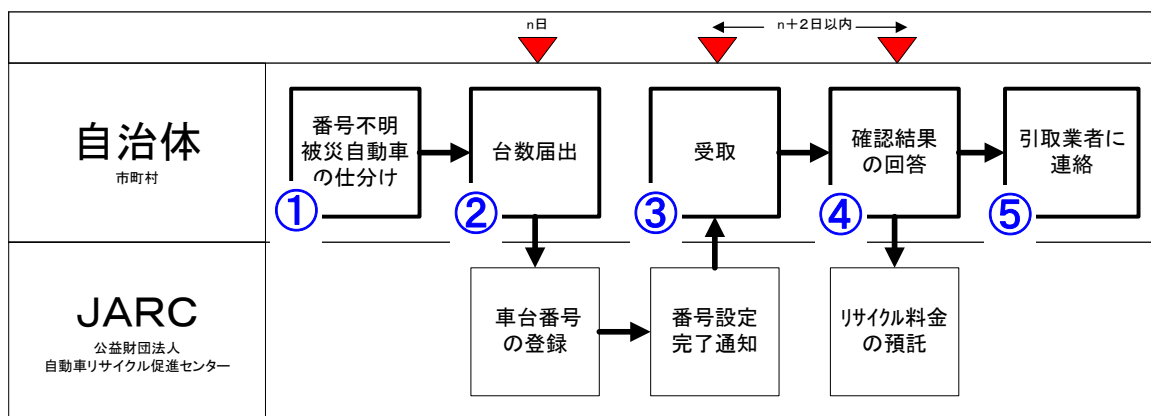
本財団は「番号不明被災自動車台数届出書」を受信後、2営業日程度で「車台番号設定完了通知書」（P7参照）を自治体にE-mailで送信し、併せてE-mail送信の旨を自治体に電話で連絡します。（※4）

#### ④ 車台番号設定完了通知書の確認・回答

- a) 自治体は「車台番号設定完了通知書」の申請台数など内容を確認します。
  - b) 確認結果を「車台番号設定完了通知書」受取日中に本財団へE-mailで回答します。（※5）
- \* 当該自動車に係る自治体と本財団とのやりとりは以上で終了します。

#### ⑤ 引取業者に連絡

自治体は本財団に回答後、引取業者に当該自動車の引取りを依頼してください。



- ※1 車両形態から「バス」以外と判別できるものを「乗用車等」とし、サイズの大小に関わらず「バス」と判別できるものを「バス」とします。
- ※2 記載要領については P5・P6を参照ください。なお、複数の引取業者に引き渡す場合には、引き渡す引取業者毎に作成します。
- ※3 E-mail の利用環境が無い場合は、FAX での送付も可能です。
- ※4 本財団は自治体からの番号不明被災自動車台数届出書の情報に基づき車台番号を設定し、その情報をリサイクルシステムに登録します。
- ※5 本財団は自治体からの確認結果の回答を得た後、当該自動車のリサイクル料金を預託します。

### 《番号不明被災自動車台数届出書の送付先》

Emailアドレス : hisaitaiou@jarc.or.jp FAX番号 : 0570-020-220
---

### 《本件のお問い合わせ先》

名 称 : 東日本大震災に伴う番号不明被災自動車の対応窓口 開設日 : 平成23年5月16日(月) (予定) 電話番号 : 0570-010-200 稼働時間 : 平日9:00~17:00 (土日・休日 休業)
--

※一部の IP 電話、公衆電話からはご利用いただけません。

メモ



## 2. 番号不明被災自動車台数届出書

### (1) 記入要領

東日本大震災に伴う番号不明被災自動車		①	
<b>番号不明被災自動車台数届出書</b>		申請日	2011年8月11日
公益財団法人 自動車リサイクル促進センター 資金管理センター 行			
E-mail: hisaitaiou@jarc.or.jp / FAX: 0570-020-220			
② 申請番号:		地方公共団体コード 1 1 1 1 1 1	申請日 1 1 0 3 1 1
		連番 0 1	
③ 申請者	自治体名・住所	〒 1 2 3 - 4 5 6 7 環境県リサイクル市〇〇町 1-2-3	チェック <input checked="" type="checkbox"/>
	申請者名	(カナ) カンキョウゲンリサイクルシヤクジョ 環境県リサイクル市役所	申請書記載後に項目の内容を チェックして 下さい。
	部署名/担当者名	部署 放棄車両課 担当者 (カナ)カンキョウヨシロウ 環境 美郎	<input checked="" type="checkbox"/>
	電話/FAX番号	電話 123-456-7890 FAX 123-456-7890	<input checked="" type="checkbox"/>
④ 引取業者情報	引取業者 事業所コード	1 2 3 4 5 6 7 0 0 1 0 9	<input checked="" type="checkbox"/>
	引取業者名/担当者名	引取業者 リサイクル自動車株式会社 担当者 (カナ)リサイクルシロウ リサイクル 四郎	<input checked="" type="checkbox"/>
	電話番号	電話 000-123-4567 FAX 000-123-4567	<input checked="" type="checkbox"/>
⑤ 届出台数	届出台数合計		15 台
	内 乗用車等		13 台
	内 バス		2 台
<b>【留意点】</b>			
1. 番号不明被災自動車の車台番号については省令第78条に定めるに従い資金管理法人が指定する識別番号とします。			
2. 「乗用車等」欄には車両形態から「バス」以外の自動車の台数を入力してください。			
3. 「バス」欄には車両形態からサイズの大小関わらず「バス」と判別できる自動車の台数を入力してください。			

(2) 提出上の注意点

自治体は必要事項を入力又は記載した「番号不明被災自動車台数届出書」をE-mailで送信します。

(3) 記入上の注意点

左ページの①から⑤に対応します。

①	申請日	・番号不明被災自動車台数届出書を本財団に送付した日
②	申請番号	・「地方公共団体コード」:6桁のコードを入力。 ・「申請日」:2011年3月11日の場合、110311と入力。 ・「連番」:各自治体にて管理番号を連番で入力。 (その日の最初の申請を“01”とし、以降同日中に申請がある場合は“02”、“03”と連番で入力してください。)
③	申請者	・「所在地・自治体名」を入力。 ・「部署名、担当者名」を入力。 ・「連絡先(TEL、FAX)」を入力。
④	引取業者	・「引取業者 事業所コード」を入力。 ・「引取業者名」を入力。 ・「担当者名」を入力。 ・「連絡先(TEL、FAX)」を入力。
⑤	届出台数合計	・届出る番号不明被災自動車の台数合計を入力。 ・その内、「乗用車等」及び「バス」の台数を入力。



## (2) 解説

本財団は自治体から番号不明被災自動車台数届出書の受領後、2営業日程度で「車台番号設定完了通知書」を自治体に通知し、併せて電話連絡します。

自治体は「車台番号設定完了通知書」の内容(台数等)を確認し、その結果を本財団に回答してください。

①	作成日	・本財団が車台番号設定完了通知書を自治体に送付した日
②	自治体情報	・「所在地・自治体名」を表示。 ・「部署名、ご担当者名」を表示。
③	申請番号	・自治体から届出の申請番号を表示。
④	使用済自動車引取報告可能日	・引取業者が電子マニフェストシステムで使用済自動車の引取報告が実施できる日。 ※基本的に「作成日」の翌日を設定。 自治体による確認結果の回答のタイミングによっては引取報告可能日はずれ込む可能性がある。
⑤	引取業者	・「引取業者名」を表示。 ・「引取業者 事業所コード」を表示。 ※引取業者が自動車リサイクルシステムで使用済自動車の装備確認及び預託確認を行う際に使用する。
⑥	届出台数合計	・自治体が届出た被災自動車の台数合計を表示。 ・その内、「乗用車等」及び「バス」の台数を表示。 ※基本的に「乗用車等」の車台番号の後に「バス」の車台番号を表示。
⑦	車台番号	・本財団が省令第78条に基づき設定した識別番号。 ※本財団の業務管理のため次の体系とする。 FUMEI-AAAAAA-YYMMDD-BB-●00000 (29桁) 「FUMEI(固定 5桁)」、「-(ハイフン)」、「AAAAAA(自治体コード 6桁)」、「YYMMDD(申請年月 6桁)」、「-(ハイフン)」、「BB(連番 2桁)」、「-(ハイフン)」、「●00000(「乗用車等」の場合は[J]、バスの場合は[B])+「連番 5桁)」
⑧	用途区分	・「乗用車等」又は「バス」の区分。
⑨	車両区分	・全て「登録自動車」で自動車リサイクルシステムに登録。 ※引取業者が自動車リサイクルシステムで使用済自動車の装備確認及び預託確認を行う際に使用する。



メモ

## 《お問い合わせ先》

○公益財団法人自動車リサイクル促進センター  
(東日本大震災に伴う番号不明被災自動車の対応窓口)

開設日 : 平成23年5月16日(月) (予定)

電話番号 : 0570-010-200

稼働時間 : 平日9:00~17:00 (土日・休日 休業)

※一部のIP電話、公衆電話からはご利用いただけません。